

# Client Paper

11月号 2015 vol.46

**峯尾税務会計事務所**

Mineo Tax Accounting Firm

発行日 2015年11月10日(火)

## 経営者の名言

小林 陽太郎(こばやし ようたろう) ☆富士ゼロックス 元社長☆

「企業は経営者次第といわれる。しかも業績がよくなる時より悪くなる時の方が、経営者の占める比重が大きい。」

(注)

「なにより、最終的な責任は最高経営責任者にあるという気概を見せる」ことを信条とし、経済同友会の代表幹事に就任後も「企業のあるべき姿は利益を上げるだけでなく、企業の活動そのものが社会に貢献するようになることだ」と述べ、市場主義の導入には否定的な意見を貫いた。平成27(2015)年9月5日、82歳で生涯を閉じた。

## 今月の税務カレンダー —平成27年11月分—

○11月10日(火)が期限

・10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

○11月16日(月)が期限

・所得税の予定納税額の減額申請

○11月30日(月)が期限

・所得税の予定納税額の納付(第2期分)

・特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

・9月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)

・3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

・3月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

・消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

・消費税の年税額が4800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)

○個人事業税の納付(第2期分)

・11月中において各都道府県の条例で定める日

※税を考える週間 11月11日(水)～17日(火)

※重要なものは赤字表記

## “あの会社”の社名の由来 ～ポッカサッポロフード&ビバレッジ～



“顔缶”デザインの「ポッカ缶コーヒー」で知られる飲料・食品メーカー。前身会社の社名はポッカコーポレーション。ニッカウキスキー特約店の酒場を共同経営していた創業者が合成レモン汁を開発し、「ニッカレモン」と名付けて大ヒット。しかし、社名に「ニッカ」を使用するのはまずいということで、ゴルファーが着用していたズボン「ニッカポッカ」から命名したのが社名の由来。「ポッカ」では響きが悪いため「ポッカ」とし、商品名もポッカレモンに改めた。2012年にサッポロHDの傘下となり、現在の社名へ変更した。

## マイナンバー法で今後は財産が丸裸に！？

### －名義預金に調査官の目がギラリ－

改正マイナンバー法が成立したことで、金融機関に預けた財産は今後、これまで以上に税務調査官の眼前に丸裸にさらされることになりそうだ。社会保障、税、災害の3分野に限られていたマイナンバー制度の利用範囲が改正法では、金融や医療などの分野にも広げられることになった。預金口座への適用は利用者の任意とされているが、政府には金融機関と協力して番号利用の機会を拡充する狙いがある。個人の銀行口座の情報をマイナンバーと結びつけることで、国税当局は税務調査の際、預金残高の状況をつかみやすくなる。今後は調査官がこれまで以上に財産情報を把握しているという認識を持ったうえで、税務調査への対策を講じる必要が出てくるだろう。

国税通則法改正で国税当局が事前手続きを厳格に実行することが求められるようになって以降、税務調査はいずれの税目も大幅に件数を減らしている。しかし、相続税調査でみると、平成25事務年度(平成25年7月～平成26年6月)の件数は1万1909件で、前年度比2.5%減と微減だった。相続税申告には通則法改正後も国税当局が目を光らせていることがわかる。

相続税務調査への対策を講じるためにも、調査の流れを確認したい。国税当局は調査先の選定後、調査を効果的に実行するための“情報集め”をする。国税OBの税理士によると、「最近ではブログやインターネット上で相続人や被相続人の生活状況を調べることも多い」という。そして、被相続人の自宅などに赴く「実地調査」への移行が決まれば、国税通則法に基づいて事前通知。納税者のもとに調査官が2人(通常)で向かう。時間は午前10時から午後4時までが一般的だ。調査官は家に上がるとまず焼香し、雑談を始める。すぐに“本題”に入らないことが多い。しかし、実は焼香や雑談の段階で調査官は臨戦態勢に入っていることを納税者は覚えておかなければならない。霊前に移動するときやトイレを借りるときなどに室内、廊下をさりげなく観察し、様々なチェックをしている。雑談の際には、生活費や納税資金の出所、被相続人の死亡原因といった、調査に関係していることが透けて見える話題の他、趣味、交友関係に関しても聞いてくることもある。前述の国税OBの税理士によると「ゴルフ、海外旅行、別荘、ヨット、株投資の話が出たら、すかさず脳裏にメモする。また、フェイスブックでヨットや別荘のことを記しているにも関わらず、それを話そうとしないのであれば、疑いの目で見てくることもある」という。

調査時に国税当局が特に目を光らせる財産が「現金・預貯金」だ。申告漏れ財産のうち、金額ベースで毎年全体の3割～4割を占め、「土地・家屋」の2割前後、「有価証券」の1割～2割を大きく引き離す。そのため、預金通帳、株券、印鑑の保管場所は必ず尋ねられる他、タンスや金庫はその場で開けることを求めてくる。そして、現金・預貯金のなかでも名義人と実質的な所有者が異なる「名義預金」の有無は厳しくチェックされることを覚えておかなければならない。配偶者、子ども、孫の名前で預金していても、実質的に被相続人の口座であれば、被相続人の財産として相続税の課税対象になる。調査では申告漏れ財産を探すため、調査官は香典帳、芳名帳、年賀状、アドレス帳、日記帳、手書きのメモ類にいたるまで、財産把握につながりそうなものは必ずチェックする。納税者が申告していない銀行・証券会社や取引先の名前が香典帳やアドレス帳から出てくることもあるという。

相続税の実地調査1万1909件のうち、申告漏れなどの非違件数は9809件で、その割合は82.4%にも上る。まずは適切な税務申告をすることが不可欠であることは間違いない。申告時には国税庁がまとめたチェックシートがインターネット上で公開されているので参考にしたい(※)。そして、調査を受けることとなったときも、臆することなく適切に対応しなければならない。マイナンバーと金融機関情報のひも付はまだ先のことだが、時期が来れば納税者の財産を国税当局が把握しやすくなるのは疑いようがない。調査官は様々なことを知ったうえで財産に関する質問を納税者に投げかけ、納税者が特定の財産について語ろうとしないようであれば、そこに疑いの目を向ける。納税者としてもこれまで以上にしっかりと自分の財産を把握し、堂々と調査官と対峙できるように事前準備しておく必要があるだろう。税の専門家である税理士の力を借りながら、早めに対策を講じておきたいところだ。

※相続税の申告のためのチェックシート(平成27年分以降用)

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/checksheet2015/index.htm>

## 天童市が11億円でトップ — ふるさと納税 上半期調査 —

ふるさと納税の情報を集めたポータルサイト「ふるさとチョイス」がまとめたデータによると、平成27年上半年に「ふるさと納税制度」を利用した寄附金を最も多く集めたのは山形県天童市だった。同市への寄附総額は11億68万円で、昨年の最多額だった長崎県平戸市の12億7884万円に半年で迫る勢いを見せている。ふるさと納税制度は今年度の税制改正で拡充され、今年から税優遇を受けられる上限額が2倍となっている。また、4月にはサラリーマンなどの給与所得者は確定申告不要とする「ワンストップ制度」がスタートして使いやすくなったことで、4月以降同制度を利用した自治体への寄附は急増している。天童市は、制度の拡充にあわせて、去年まで年1回までとしていた寄附回数の上限を撤廃し、さらに特産のさくらんぼや和牛を中心に特典を倍増したことが功を奏した。寄附額はすでに昨年の総額を超えているという。2位は長崎県平戸市の7億4098万円、3位は宮崎県綾町の7億2468万円だった。平戸市は地元の海産物を中心とした豊富な特典、綾町は特産の牛肉や果物などがそれぞれ人気を集めた。全体的に地元名産の食材を用意した自治体が高人気を獲得しているが、4位の長野県飯山市や8位の山形県米沢市のように、地元工場で製造したパソコンを特典にすることで寄附金を集めた自治体もあるなど、まだまだ同制度を利用した地域振興には多くの可能性があるといえよう。

### 〈平成27年上半年トップ10〉

順位	自治体	主な特典の内容
1	天童市(山形県)	果物や和牛など幅広い特典。名物の将棋駒と蟹も。
2	平戸市(長崎県)	特産の魚介類の詰め合わせが豊富。船釣り体験なども用意。
3	綾町(宮崎県)	野菜、豚肉、肉など地元の食材が人気。高額寄附には旅行クーポンも
4	飯山市(長野県)	地元製造のPCや液晶ディスプレイを数量限定で用意。
5	都城市(宮崎県)	宮崎牛と豚の詰め合わせが人気。
6	浜田市(鳥取県)	地元ののどぐる一夜干しが売り。
7	上士幌町(北海道)	十勝牛や牧場の乳製品など。
8	米沢市(山形県)	食材に加えて地元製造のPCを用意。
9	玄海町(佐賀県)	佐賀牛を使用したハンバーグが人気。
10	久留米市(福岡県)	自転車、ゴルフセットなど幅広い内容。

## 相続対策 最も不安を感じるのは「30代」 — ニッセイが1万人対象にアンケート調査 —

相続に最も不安を感じているのは30代という結果が、日本生命保険が実施したアンケート調査で明らかになった。1万610人を対象にインターネットで調査したもので、老後のライフプランなどとともに相続対策についても質問している。それによると、相続に不安を感じているのは全体の20.1%。年齢層別にみると、最高は30代の22.7%だった。相続を間近に感じるはずの70代以上では17.2%と全年齢層で最も低かった。「相続に不安を感じますか？」という設問に対して、70代では「自分から子への相続」の問題と捉え、相続財産の内容や分割方法についても把握しているのに対し、30代では「親から自分への相続」の問題と捉えているといえる。今年1月から相続増税を受け、「相続する側」の漠然とした不安が高まっていることを反映した結果だといえよう。ただし全年齢層で相続に不安を感じている人は2割前後にとどまり、「不安を感じない」と「どちらとも言えない」が合計79.8%と圧倒的に多い。相続に対して実感を持っていない層が大多数といえるだろう。相続に不安を感じる2割のうち、実際に相続対策を行っているのは、13.7%と1割強に過ぎない。逆に、「行っていない」が63.2%と、相続に不安を感じながらも3人に2人は相続対策に未着手である現状が明らかとなった。実際に行っている相続対策は「計画的な生前贈与」が最も多く(30.8%)、次いで、「生命保険への加入」(25.8%)、「税金に関する知識の習得」(16.3%)、「遺言書の作成」(10.3%)、「不動産の活用」(5.8%)、「専門家(FPなど)への相談」(5.6%)、「その他」(3.3%)、「相続信託の活用」(2.1%)という結果となった。現在の資産については、「1千万円~3千万円」が19.9%で最も多く、「3千万円以上」は全体の12.4%だった。高齢層に絞ってみると、60代では4人に1人、70代では約5人に1人が、「3千万円以上」の資産を保有している。さらに、1千万円以上に拡大してみると、60代、70代ともに半数以上が保有しているという結果が出ている。